

事務連絡  
令和6年4月16日

関係建設業者団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長  
(公印省略)

建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒  
事故の防止について

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御配慮をいただき厚く  
お礼申し上げます。

さて、経済産業省産業保安グループガス安全室長等から、以下の事項につい  
て通知がありました。

つきましては、建設工事等における安全性を確保するよう、貴団体におかれ  
ましても通知の趣旨を御理解の上、会員の皆様への周知をお願いします。

記

囲み内に【経済産業省ウェブサイト記事】へのリンク有

- 1 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(別添①)
- 2 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について(別添②)

担当	京都府建設交通部指導検査課建設業係
	TEL:075-414-5222 FAX:075-414-5183

# 経済産業省

令和6年3月7日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課  
課長補佐 國時 正博 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室 室長補佐 江藤 祐昭

## 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2023年4月）や、建築関係工事（住宅、リフォーム）において、別の管をのこぎりで切断する際に誤って配管を損傷させガスが漏えいする事故（2023年11月）や、敷地内整地工事において、誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2023年12月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、各自治体における建設リサイクル法に係る届出の手続き窓口等でガス事業者が用意するガス管損傷事故の発生防止に係る啓発・広報パンフレットを配置することについてご協力を賜りたくお願いいたします。

（同封資料）

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

# 経済産業省

20240306保局第3号  
令和6年3月7日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」及び「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が協働して様々なアクションプランを実行しています。そのアクションプランの一環として、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故の防止対策について、塗装事業者等への周知・啓発をすることとしています。

昨年は関係者のご尽力もあり、住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故は発生しませんでした。一方で塗装事業者に関する事故としては、消費者が湯沸器を使用したところ、給排気口が養生カバーで覆われていたため正常な燃焼とならず、未燃ガスとして機器内に滞留した。当該機器の点火操作を繰り返したことで、点火スパークにより滞留した未燃ガスに着火し異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったものと推測される事故（2023年9月）が発生しています。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、引き続き下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

## 記

1. 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（参考資料）

- ・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ